

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 条 例 ——

亀岡市議会基本条例の一部改正 (議会事務局)	2
亀岡市議会委員会条例の一部改正 (議会事務局)	2
地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正 (議会事務局)	3

### —— 告 示 ——

指定地域密着型サービス事業者の指定 (高齢福祉課)	4
国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	4
国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	4
放置自転車の撤去、保管 (桂川・広域交通課)	5
公示送達 (税務課)	6
公示送達 (税務課)	6
亀岡市広報紙等掲載要綱の一部改正 (秘書広報課)	7
公示送達 (税務課)	7
行旅病人及び行旅死亡人の告示 (社会福祉課)	8
相続又は贈与等に係る保険年金の保険金受取人等に対する個人住民税の特別給付金支給要綱 (税務課)	9

国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	18
国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	18
国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	18
放置自転車の撤去、保管 (桂川・広域交通課)	19
公示送達 (税務課)	19
町の区域及び名称の変更の告示 (総務課)	20
国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	49

### —— 公 告 ——

一般競争入札(条件付き)の執行 (執行管理課)	49
一般競争入札(条件付き)の執行 (執行管理課)	52
南丹都市計画生産緑地地区の都市計画変更案の縦覧 (都市計画課)	55
一般競争入札(条件付き)の執行 (執行管理課)	56
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業八ノ坪地区活性化計画の事後評価の公表 (農林整備課)	58
捕獲犬の抑留 (環境政策課)	58
一般競争入札(条件付き)の執行 (執行管理課)	59
一般競争入札(条件付き)の執行 (執行管理課)	62

—— 任免及び辞令 ——

教育委員会欄

—— 規 則 ——

亀岡市立図書館運営規則の一部改正 65

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数 65

亀岡市議会の解散請求並びに市長等の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数 65

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数 66

上下水道部欄

—— 告 示 ——

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示 67

亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 68

条 例

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月7日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第12号

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例

亀岡市議会基本条例（平成22年亀岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「、その論点を整理するための」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月7日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第13号

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀岡市議会委員会条例（昭和48年亀岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項を次のように改める。

委員会は、議員のほか、委員長に届け出た者が傍聴することができる。ただし、委員長は、傍聴人の数その他の必要な制限をすることができる。

同条に次の1項を加える。

3 この条例に定めるもののほか、委員会の傍聴に関しては、本会議の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「 掲 示 済 」

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月7日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第14号

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

地方自治法第96条第2項の規定による議会

の議決すべき事件を定める条例（平成22年亀岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（議会の議決すべき事件）

第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

亀岡市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定めた基本構想の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止に関すること。

前号に定める基本構想を実現するために取組むべき施策を体系的・総合的に示すために定めた基本計画の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「 掲 示 済 」

# 告示

亀岡市告示第153号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

平成23年9月1日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 介護保険事業所番号  
2691600064
- 2 事業所の名称  
グループホーム ひやくぼ
- 3 事業所の所在地  
京都府亀岡市西別院町犬甘野小谷11
- 4 申請者  
株式会社 スマイルライフ
- 5 サービスの種類  
認知症対応型共同生活介護  
介護予防認知症対応型共同生活介護
- 6 指定年月日  
平成23年9月1日

「揭示済」

亀岡市告示第154号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成23年9月2日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1904-31037

- 1 保険者  
亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
平成23年4月1日
- 3 無効になる日  
平成23年9月2日

「揭示済」

亀岡市告示第155号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成23年9月5日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1912-32003

1 保険者

亀岡市(26-007-5)  
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成23年4月1日

3 無効になる日

平成23年9月5日

「揭示済」

亀岡市告示第156号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例(平成5年亀岡市条例第14号)第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成23年9月5日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置されていたため。

2 撤去した区域

- J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域
- J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域
- J R 並河駅前自転車放置禁止区域
- J R 千代川駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成23年9月5日(月)  
午後1時00分~午後3時30分

4 撤去し、保管した台数 45台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日~土曜日 午前10時~午後7時

8 返還を受けるための手続き

撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができます。

返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要です。

撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担していただきます。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引取りのない自転車は、関係法令の規定により処分します。

連絡先

まちづくり推進部 桂川・広域交通課  
電話(25)5083

「揭示済」

亀岡市告示第157号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成23年9月5日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類

繰上徴収書 平成23年度 固定資産税・都市計画税

督促状 平成23年度 固定資産税・都市計画税第2期分

2 送達を受けるべき者の住所・氏名

省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

---

亀岡市告示第158号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申し出があれば交付する。

ここに地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成23年9月8日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類

平成23年度固定資産税・都市計画税納税通知書

## 2 送達を受けるべき者の住所、氏名または名称

	氏名または名称	住所（居所）
1	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

---

亀岡市告示第159号

亀岡市広報紙等掲載要綱（平成15年亀岡市告示第62号）の一部を次のように改正する。

平成23年9月15日

亀岡市長 栗山正隆

第5条第2項中「15,000円」を「5,000円」に改める。

別記様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成23年11月1日以後の広告掲載から適用する。

「揭示済」

---

亀岡市告示第160号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課に保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成23年9月15日

亀岡市長 栗山正隆

## 1 送達する書類等

送達する書類

督促状 平成23年度固定資産税・都市計画税 第2期分

送達を受けるべき者の住所、氏名

1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

---

 亀岡市告示第161号

行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年9月16日

亀岡市長 栗山正隆

<p>1 死亡人の本籍 不詳 住所又は国籍</p> <p>2 死亡人の氏名 不詳</p> <p>3 年 齢 不詳</p> <p>4 性 別 不詳</p> <p>5 死亡の日時 不詳</p> <p>6 死亡の場所 不詳</p> <p>7 死亡の原因 不詳</p> <p>8 発見日時 平成23年6月26日(日) 午後0時30分頃</p> <p>9 所持金品 無</p> <p>10 人相・体格 特徴・着衣 頭蓋骨の頭部部分のみであり人相・体格は不詳。着衣は無である。顕著な骨折等は認められず、骨の下方(両側及び後頭部付近)には獣の咬傷痕と思料される傷が認められた。</p> <p>11 死体処理 平成23年8月8日京都府亀岡警察署から、身元不明の頭蓋骨の引取り要請にて、8月9日に引渡しを受け、8月10日に火葬を行い、遺骨は葬儀社の契約している墓に納骨予定。</p> <p>以上のとおり相違ないので、心当たりの方は亀岡市役所(社会福祉課保護第1係)まで申し出てください。 (電話番号0771-25-5030)</p> <p style="text-align: right;">「揭示済」</p>	<p>亀岡市告示第162号</p> <p>相続又は贈与等に係る保険年金の保険金受取人等に対する個人住民税の特別給付金支給要綱を次のように定める。</p> <p style="text-align: center;">平成23年9月20日</p> <p style="text-align: right;">亀岡市長 栗山正隆</p> <p>相続又は贈与等に係る保険年金の保険金受取人等に対する個人住民税の特別給付金支給要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の20の2第2項第1号に規定する対象保険年金(以下「対象保険年金」という。)に係る同項第2号に規定する保険金受取人等に該当する者で、対象保険年金に係る所得が生じた年(平成12年以後の年に限る。)の翌年の1月1日において地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第24条第1項第1号及び第294条第1項第1号に掲げる者に該当していたもの(その者が死亡している場合にあつては、その相続人(包括受遺者を含む。))。以下「対象保険年金に係る納税義務者等」という。)について、法第17条の5第2項の規定により当該対象保険年金の支払を受けた年の当該対象保険年金に係る所得に対する個人の市民税(これと併せて課する個人の府民税を含む。以下「個人住民税」という。)の税額を減少させる賦課決定をすることができないときは、当該対象保険年金に係る納税義務者等に対し、当該賦課決定をすとしたならば当該対象保険年金に係る納税義務者等に対し還付をすることとなる過誤納</p>
---	--

金（当該過誤納金に加算することとなる還付加算金を含む。）に相当する額を支給することにより、当該対象保険年金に係る納税義務者等が当該還付を受けることができないことについての不利益を補てんし、もって行政に対する信頼を確保することを目的として支給する給付金（以下「特別給付金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支出の根拠）

第2条 特別給付金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定により給付するものとする。

（特別給付金の額）

第3条 特別給付金の額は、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

平成15年度分以降の各年度分 アに掲げる額からイに掲げる額を控除した額に相当する額（当該相当する額が零以下である場合は零とする。）

ア 各年度分の個人の市民税相当額（これと併せて徴収する個人の府民税相当額を含む。以下「個人住民税相当額」という。）

イ 各年度分について、対象保険年金に係る納税義務者等の前年分の総所得金額の計算につき、租税特別措置法第97条の2第5項第1号イに規定する保険年金所得に係る適用後雑所得金額（以下「適用後雑所得金額」という。）を当該保険年金所得に係る雑所得の金額とした場合において計算される個人住民税相当額となるべき額

平成13年度分及び平成14年度分 当該対象保険年金に係る納税義務者等に係る対象保険年金の最終の支払の日の属する年分（以下「最終支払年分」という。）が次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に

定める額とする。ただし、第4条に規定する特別給付金の額の計算の基礎となる額その他の事項を証する書類等により前号の例によることができる場合は、前号に定める額とすることができる。

ア 最終支払年分が平成14年分以後のいずれかの年分である場合 各年度分について、当該対象保険年金に係る納税義務者等の前年分の租税特別措置法第97条の2第5項第1号ロに規定する保険年金所得減少額（以下「保険年金所得減少額」という。）に、当該対象保険年金に係る納税義務者等の平成14年分の保険年金所得に係る保険年金所得減少額のうち、当該年分の保険年金所得に係る同項第1号ロに規定する適用前雑所得金額を当該保険年金所得に係る雑所得の金額とした場合において計算される個人住民税となるべき額から、当該年分の保険年金所得に係る適用後雑所得金額を当該保険年金所得に係る雑所得の金額とした場合において計算される個人住民税となるべき額を控除した額に相当する額の占める割合（当該割合に少数点以下2位未満の端数があるときは、これを切り上げる。以下「みなし給付金割合」という。）を乗じて計算した額に相当する額

イ 最終支払年分が平成12年又は平成13年のいずれかの年分である場合

(ア) 最終支払年分の翌年度分 当該対象保険年金に係る納税義務者等に係る最終支払年分の保険年金所得を当該対象保険年金に係る納税義務者等に係る平成14年分の保険年金所得とみなして計算した場合における特別給付金となるべき額

(イ) 最終支払年分の翌年度分以外の各年度分 各年度分について、当該対象保

険年金に係る納税義務者等に係る前年分の保険年金所得に係る保険年金所得減少額に、当該対象保険年金に係る納税義務者等に係る当該最終支払年分の保険年金所得を当該受給者等に係る平成14年分の保険年金所得とみなして計算した場合におけるみなし給付金割合を乗じて計算した額

(支給申請)

第4条 特別給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、この要綱の施行の日から起算して1年を経過する日までの間(以下「申請期間」という。)に、個人住民税特別給付金支給申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)に当該特別給付金の額の計算の基礎となる額その他の事項を証する書類及び特別給付金の額の計算に関する明細書(以下「添付書類」という。)を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請期間内に申請書の提出がされなかったことについて、災害その他やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 対象保険年金に係る当該納税義務者等が申請書を提出する前に死亡した場合には、その者の相続人(包括受遺者を含む。)が当該対象保険年金に係る納税義務者等に係る特別給付金を申請することができるものとする。この場合において、申請書の提出について前項の規定を準用するものとする。

(支給決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請があった場合において、支給を決定したときは個人住民税特別給付金支給(変更)決定通知書(別記第2号様式)により、却下したときは個人住民税特別給付金却下通知書(別記第3号様式)により、それぞれ申請者に通知するものとする。

(加算金の支給)

第6条 市長は、特別給付金の支給をする場合において、申請書の提出があった日の翌日から起算して3月を経過する日と特別給付金を支給する旨の決定があった日の翌日から起算して1月を経過する日のいずれか早い日の翌日から市長が支給のための支出を決定した日までの期間の日数に応じ、その金額に年7.3%の割合(法附則第3条の2に規定する各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))を乗じて計算した額をその支給する額に加算するものとする。

(支給決定の変更又は取消し)

第7条 市長は、第5条又はこの条の規定による決定をした後、その決定した特別給付金の額が過大又は過少であることを知った場合には、当該決定に係る特別給付金の額を変更決定し、個人住民税特別給付金支給(変更)決定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による変更決定を行った場合において、当該変更決定により特別給付金の額が増加するときは、申請者にその増加する特別給付金相当額を支払い、当該特別給付金の額が減少するときは、期限を定めて申請者にその減少する特別給付金相当額の返還を命じるものとする。

3 市長は、支給の決定を受けた者が、偽りその他不正の手段により特別給付金の支給を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

4 市長は、前項の規定により支給の決定を取り消したときは、個人住民税特別給付金支給決定取消通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(特別給付金の返還)

第8条 市長は、特別給付金の支給の決定を取り消した場合において、既に特別給付金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 前項の規定により特別給付金の返還を命じられた者は、これを市長が定める期限（以下「納期限」という。）までに納付しなかったときは、延滞金を市に納付しなければならない。

3 前項の延滞金の額は、特別給付金の納期限の翌日から当該特別給付金を完納する日までの期間の日数に応じ、その未納の特別給付金の額に年14.6%の割合を乗じて計算した額とする。ただし、納期限の翌日から2月を経過する日までの期間については、その未納の特別給付金の額に年7.3%の割合（各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））を乗じて計算した額とする。

4 第2項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた特別給付金の未納付額の一部が納付されたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

5 市長は、災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、第2項の規定により延滞金を納付しなければならない者の申請に基づき、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（支給決定の変更に係る申出）

第9条 第5条又は第7条の規定による決定を受けた者は、当該決定を受けた特別給付金の額の計算の基礎となった事実についてその内容と相違する事実が判明したことにより、当

該特別給付金の額が過少である場合には、申請期間内に限り、特別給付金の額に関し変更決定をすべき旨を申し出ることができるものとする。

2 前項の規定による変更決定の申請をしようとする者は、個人住民税特別給付金支給決定変更申請書（別記第5号様式）に添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付の決定、変更又は取消しの期限）

第10条 第5条又は第7条の規定による決定は、この要綱の施行の日から2年を経過した日以後においては、することができない。

（端数計算）

第11条 特別給付金、加算金及び延滞金の端数計算については、法第20条の4の2に定めるところによるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、平成25年9月20日限り、その効力を失う。

別記第1号様式(第4条関係)

個人住民税特別給付金支給申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住 所 \_\_\_\_\_

ふりがな  
氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

下記1に同意の上、相続又は贈与等に係る保険年金の保険金受取人等に対する個人住民税の特別給付金支給要綱第4条の規定により、個人住民税特別給付金の支給を申請します。

記

- 1 申請の内容の確認に必要な調査を受けること。
- 2 給付金請求の対象となる課税の年度等

特別給付金請求の対象となる課税年度 (個人住民税を納付した年度に を記入)	特別給付金請求の対象となる課税年度の 賦課期日(1月1日)現在における住所
平成 年度	

- 3 給付金の受取口座

金融機関名		店 名	(本・支)店
預金口座名義	普通預金・当座預金・その他( ) 名義( )	口 座 番 号	

- 4 添付書類

- 租税特別措置法第97条の2に係る申請者
  - 所得税の特別還付金の支給決定等通知書
  - 所得税の特別還付金の額の計算明細書
  - 保険証券の写し、住民税納税通知書など所得、課税状況が分かる書類  
(申請者が相続人である場合)相続人代表であることを証する書類(所得税の特別相続人の特別還付金請求書付表)
  - 以外の請求者
    - 保険証券の写し、住民税納税通知書など所得、課税状況が分かる書類  
(申請者が相続人である場合)相続人代表であることを証する書類

【記載上の注意】

請求書の記載事項に誤りが見つかった場合、給付金を返納していただくことがあります。  
賦課期日における住所は、課税地の特定のため必要となりますので、正確に記入してください。

第2号様式（第5条、第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

亀岡市長

印

## 個人住民税特別給付金支給（変更）決定通知書

年 月 日付けで（変更）申請のあった個人住民税特別給付金については、相続又は贈与等に係る保険年金の保険金受取人等に対する個人住民税の特別給付金支給要綱第5条（第7条）の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

個人住民税特別給付金額（合計）		円
各 年 度 の 内 訳	平成 年度	円
	平成 年度	円

第3号様式(第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

亀岡市長

印

### 個人住民税特別給付金却下通知書

年 月 日付けで請求のあった個人住民税特別給付金については、相続又は贈与等に係る保険年金の保険金受取人等に対する個人住民税の特別給付金支給要綱第5条の規定により、下記のとおり却下したので通知します。

記

却下の理由	
-------	--

第4号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

亀岡市長

印

### 個人住民税特別給付金支給決定取消通知書

年 月 日付け〔 第 号〕で通知した個人住民税特別給付金支給決定は、下記の理由により取り消します。

記

取消の理由	
-------	--

第5号様式(第9条関係)

### 個人住民税特別給付金支給決定変更申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住 所

ふりがな  
氏 名

生年月日

電話番号

年 月 日付け〔 第 号〕により支給決定を受けた個人住民税特別給付金について、相続又は贈与等に係る保険年金の保険金受取人等に対する個人住民税の特別給付金支給要綱第9条の規定に基づき、下記の理由により変更決定を申請します。

記

変更の理由	
-------	--

注 特別給付金の額の計算の基礎となる額その他の事項を証する書類を添付してください。

「揭示済」

亀岡市告示第163号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成23年9月20日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0101-13023

- 1 保険者  
    亀岡市（26-007-5）  
    京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
    平成23年4月1日
- 3 無効になる日  
    平成23年9月20日

「揭示済」

亀岡市告示第164号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成23年9月20日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0804-75100

- 1 保険者  
    亀岡市（26-007-5）  
    京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
    平成23年4月1日
- 3 無効になる日  
    平成23年9月20日

「揭示済」

亀岡市告示第165号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成23年9月26日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0509-31012

- 1 保険者  
    亀岡市（26-007-5）  
    京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
    平成23年4月1日
- 3 無効になる日  
    平成23年9月26日

「揭示済」

亀岡市告示第166号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成23年9月27日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域

J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域

J R 並河駅前自転車放置禁止区域

J R 千代川駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成23年9月27日（火）

午後1時00分～午後3時30分

4 撤去し、保管した台数 13台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができます。

返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要です。

撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担していただきます。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引取りのない自転車は、関係法令の規定により処分します。

連絡先

まちづくり推進部 桂川・広域交通課

電話（25）5083

「揭示済」

亀岡市告示第167号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申し出があれば交付する。

ここに地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成23年9月28日

亀岡市長 栗山正隆

## 1 送達する書類

平成23年度市民税・府民税納税通知書

## 2 送達を受けるべき者の住所、氏名または名称

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第168号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり町の区域及び名称の変更を行う旨届出があった。

なお、その効力は、平成23年10月1日から生じる。

平成23年9月30日

亀岡市長 栗山正隆

## 町の区域及び名称の変更調書

町	地番	付記
千歳町千歳平田	23	一部
〃	24	〃
〃	25	〃
〃	26	〃
〃	27	〃
〃	28の1	
馬路町下三日市	29の1 30	一部
〃	29の2	〃

上記の土地、その土地に隣接・介在する道路及び水路、馬路町上三日市24・25・26の1合併、26の2に隣接する道路に隣接する馬路町下三日市の道路を馬路町上三日市に変更する。

町	地番	付記
千歳町千歳狐田	13の1	一部
〃	13の2	〃
千歳町千歳安ノ下	55	〃
〃	56	〃
〃	57	
〃	58	一部
〃	59	
〃	60	一部
〃	61	
〃	62	
〃	63	一部
〃	64	〃
千歳町千歳下萬条	33	〃
〃	34	〃
〃	35	〃
〃	36	〃

町	地番	付記
千歳町千歳下萬条	37	一部
〃	38	〃
〃	39	
〃	40	
〃	41	
〃	42	
〃	43	
〃	44	
千歳町千歳焼杉	53	一部

上記の土地、その土地に隣接・介在する道路及び水路、河原林町河原尻四ノ宮72の1、73に隣接する道路を河原林町河原尻四ノ宮に変更する。

町	地番	付記
馬路町上三日市	24	合併 一部
	25	
	26の1	
馬路町下三日市	29の1	合併 〃
	30	
〃	29の2	〃
千歳町千歳狐田	1の2	〃
〃	17の1	〃
〃	17の2	
〃	18の2	一部
〃	29の2	〃
〃	30の1	
〃	30の2	
〃	31の6	
千歳町千歳三反田	54の1	一部
〃	54の2	〃
〃	55の1	〃
〃	55の2	〃

町	地番	付記
千歳町千歳三反田	56の1	
〃	56の2	
〃	57の1	
〃	57の2	
〃	58の1	
〃	58の2	
〃	59の1	
〃	59の2	
〃	59の3	
〃	60の1	
〃	60の2	
〃	61	
〃	62の1	
〃	62の2	
〃	63の1	
〃	63の2	
〃	64の1	
〃	64の2	
〃	65	
〃	66の1	
〃	66の2	
〃	67	
〃	68の1	
〃	68の2	
〃	71	一部

上記の土地、その土地に隣接・介在する道路及び水路等、千歳町千歳狐田1の1、1の3に隣接する道路の一部、千歳町千歳町田11の1、11の2、12の1、12の2、13の3、14の2、15の2、16の2に隣接する道路及び水路の一部を千歳町千歳平田に変更する。

町	地番	付記
千歳町千歳観音俣	9の2	
〃	9の3	一部
〃	11の1	〃
〃	11の2	
〃	14の1	一部
〃	14の2	
〃	15の1	一部
〃	15の2	
〃	16の1	一部
〃	16の2	
〃	17の1	一部
〃	17の2	〃
〃	19の2	〃
〃	20の2	〃
〃	21の2	〃
〃	23の2	〃
〃	24の2	〃
〃	25の2	〃
〃	30	〃

上記の土地、その土地に隣接・介在する道路及び水路、千歳町千歳町田11の1に隣接する道路及び水路を千歳町千歳三反田に変更する。

町	地番	付記
千歳町千歳町田	7	一部
〃	8	〃
〃	9	〃
〃	10	〃
〃	11の1	〃
〃	11の2	
〃	12の1	
〃	12の2	

町	地番	付記
千歳町千歳町田	13の1	
〃	13の2	
〃	13の3	
〃	14の1	
〃	14の2	
〃	15の1	
〃	15の2	
〃	16の1	
〃	16の2	
〃	16の3	
〃	16の4	
〃	17の1	
〃	17の2	
千歳町千歳平田	3の2	一部
〃	4の2	〃
〃	5の2	〃
〃	6の2	〃
河原林町河原尻四ノ宮	70	〃
〃	73	〃
〃	74	〃
馬路町下三日市	29の1 30	合併 〃
〃	29の2	〃

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路等を千歳町千歳狐田に変更する。

町	地番	付記
千歳町千歳町田	8	一部
〃	9	〃
〃	10	〃
〃	11の1	〃
千歳町千歳垣根	6	〃

町	地番	付記
千歳町千歳垣根	8	一部
〃	11	〃
〃	16	〃
〃	17	〃
〃	27	〃

上記の土地、その土地に隣接・介在する道路及び水路、千歳町千歳垣根22、26に隣接する水路を千歳町千歳観音俣に変更する。

町	地番	付記
千歳町千歳狐田	9	一部
〃	10	
〃	11	一部
〃	12	〃
〃	13の1	〃
〃	13の2	〃
千歳町千歳安ノ下	49	〃
〃	51	〃
〃	70	〃
〃	71	〃
〃	72	
河原林町河原尻四ノ宮	45	一部
〃	46	〃
〃	47	
〃	48	
〃	49	一部
〃	50	
〃	51	
〃	52	一部
〃	55	〃
〃	70	〃

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路の一部を千歳町千歳町田に変更する。

町	地番	付記
千歳町千歳町田	1	一部
〃	4	〃
〃	5	〃
〃	6	〃
〃	7	〃
〃	8	〃
〃	20	〃
千歳町千歳安ノ下	1の2	〃
〃	2の2	〃
〃	2の4	〃
〃	2の5	〃
〃	2の6	〃
〃	16	〃
〃	22の2	〃
〃	37	〃
〃	47	〃
〃	48	〃
〃	49	〃
〃	75	〃

上記の土地、その土地に隣接・介在する道路及び水路、千歳町千歳観音俣16の1、18に隣接する水路の一部、19の1、20の1に隣接する道路の一部、千歳町千歳安ノ下23、28の1、29に隣接する道路の一部及び水路の一部を千歳町千歳垣根に変更する。

町	地番	付記
千歳町千歳上萬条	3	一部
〃	4	
〃	5	
〃	6	
〃	7	
〃	8	一部
〃	9	〃

町	地番	付記
千歳町千歳上萬条	10	一部
〃	15	〃
〃	16	〃
〃	18	〃
〃	19	〃
〃	20	〃
河原林町河原尻四ノ宮	28	〃
〃	29	
〃	30	一部
〃	41	〃
〃	42	〃
〃	43	
〃	44	一部
〃	45	〃
〃	46	〃
〃	49	〃
〃	52	〃
〃	53	
〃	54	一部
〃	55	〃

上記の土地、その土地に隣接・介在する道路及び水路、千歳町千歳安ノ下5の2、6の1に隣接する道路に隣接する千歳町千歳上萬条の水路を千歳町千歳安ノ下に変更する。

町	地番	付記
千歳町千歳安ノ下	14	一部
〃	19	〃
〃	20	〃
〃	21	〃
〃	25	〃
〃	26	〃
〃	27の2	〃

町	地番	付記
千歳町千歳安ノ下	3 2	一部
〃	3 3	〃
〃	4 1	〃
〃	4 3	〃
〃	4 4	〃
〃	5 6	〃
〃	5 8	〃
千歳町千歳上萬条	8	〃
〃	9	〃
〃	1 0	〃
〃	1 1	
〃	2 0	一部
〃	2 1	〃

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を千歳町千歳下萬条に変更する。

町	地番	付記
千歳町千歳下萬条	1 4	一部
〃	1 5	〃
〃	1 6	〃
〃	1 7	〃
〃	1 8	〃
〃	1 9	〃
〃	2 0	〃
〃	2 1	〃
〃	2 2	〃
〃	2 3	〃
〃	2 4	〃
〃	2 8	〃
〃	2 9	〃
〃	3 0	〃
〃	3 1	〃

町	地番	付記
千歳町千歳下萬条	32	一部
"	33	"
"	34	"
千歳町千歳上萬条	3	"
"	8	"
"	9	"
"	13の2	"
"	14	"
"	15	"
"	16	"
"	17	"
"	18	一部
"	19	"
"	20	"
"	21	"
"	22	"
千歳町千歳蔵ノ辻	6	一部
"	20の1	"
"	21	"
"	22	"
"	23	"
"	24	"

上記の土地、その土地に隣接・介在する道路及び水路、千歳町千歳焼杉1の1、2、3に隣接する道路に隣接する千歳町千歳蔵ノ辻の水路、千歳町千歳焼杉1の1、1の2、1の4に隣接する千歳町千歳横井の道路、千歳町千歳上萬条24、25、26、27に隣接する道路の一部を千歳町千歳焼杉に変更する。

町	地番	付記
千歳町千歳焼杉	5	一部

上記の土地、その土地に隣接する道路及び水路、千歳町千歳上萬条24に隣接する千歳町千歳横井の道路を千歳町千歳上萬条に変更

する。

町	地番	付記
千歳町千歳焼杉	1 3	— 部
〃	1 4	〃
〃	1 5	〃
〃	1 6	〃
〃	1 7	
〃	1 8	
〃	2 1	— 部
〃	2 2	
〃	2 3	— 部
〃	2 4	〃
〃	2 5	
〃	2 6	— 部
〃	2 7	〃
〃	2 8	〃
〃	2 9	〃
〃	3 0	〃
〃	3 1	〃
〃	3 2	〃
〃	3 3	〃
〃	3 4	
〃	3 5	— 部
〃	3 6	
〃	3 7	— 部
千歳町千歳広垣内	8	〃
〃	9	〃
〃	1 0	〃
〃	1 1	〃
〃	1 2	〃
〃	1 3	〃
〃	1 4	〃

町	地番	付記
千歳町千歳広垣内	20	一部
〃	21	
〃	22	一部
〃	23	〃

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を千歳町千歳蔵ノ辻に変更する。

町	地番	付記
千歳町千歳蔵ノ辻	13	一部
〃	15	〃
〃	17	〃
〃	18	〃
〃	27	〃
〃	28	〃
〃	29	〃
〃	30	〃
〃	31	〃
〃	33	〃
千歳町千歳小山	25	〃
〃	26	〃
〃	40の2	〃

上記の土地、その土地に隣接する道路及び水路の一部、千歳町千歳広垣内1、2、3、4に隣接する水路に隣接する千歳町千歳蔵ノ辻の道路、千歳町千歳広垣内29に隣接する道路及び水路に隣接する千歳町千歳横井の道路を千歳町千歳広垣内に変更する。

町	地番	付記
千歳町千歳広垣内	4	一部
〃	28	〃
〃	30	〃
〃	31	〃
〃	32	〃

町	地番	付記
千歳町千歳広垣内	33	
〃	34	一部
〃	35	
〃	36	一部
〃	37	〃
〃	38	〃
〃	39	〃
〃	40の1	〃
〃	42	〃
〃	44	〃
〃	49	〃
〃	50	〃
〃	51	〃

上記の土地、その土地に隣接・介在する道路及び水路、千歳町千歳小山22の4、23、24、25、33の1に隣接する道路に隣接する千歳町千歳横井の道路及び水路を千歳町千歳小山に変更する。

備考 地番は、平成22年9月7日現在のものである。

## 町の区域及び名称の変更調書

町	地番	付記
馬路町筋違	3 1	一部
〃	3 2 の 1	〃
〃	4 3 の 2	〃
千歳町千歳山西	1 1 の 1	〃
〃	1 3	〃

上記の土地並びにその土地に隣接する道路及び水路を馬路町時塚に変更する。

町	地番	付記
馬路町時塚	6	一部
千歳町千歳小角	3 4	〃
〃	3 5	〃

上記の土地並びにその土地に隣接する水路を馬路町筋違に変更する。

町	地番	付記
馬路町筋違	4 の 1	
〃	5 の 2	
〃	6 の 3	
〃	7	一部
〃	8 の 3	
〃	1 0 の 3	一部
〃	1 1 の 3	〃
〃	1 3	〃
〃	1 4 の 1	〃
〃	1 4 の 2	〃
千歳町千歳小角	5 3	〃

上記の土地、その土地に隣接・介在する道路及び水路、馬路町高田40、41、42、43に隣接する水路に隣接する千歳町千歳小角の水路を馬路町高田に変更する。

町	地番	付記
千歳町千歳車塚	1 1	
〃	1 2	一部
〃	1 4	〃
千歳町千歳幾石	3 6 の 2	〃
千歳町千歳片深	1 9 の 1	〃
〃	1 9 の 2	〃
〃	2 2	〃

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を馬路町吉備に変更する。

町	地番	付記
千歳町千歳車塚	1 2	一部
〃	1 4	〃
〃	1 5	
〃	1 6	
〃	1 6 の 1	
〃	1 7	
〃	1 8	一部
〃	1 9	〃
〃	2 0	
千歳町千歳片深	1 9 の 2	一部
〃	2 1	〃
〃	2 2	〃

上記の土地、その土地に隣接・介在する道路及び水路、馬路町上三日市2、4に隣接する道路に隣接する馬路町吉備の道路、千歳町千歳車塚17、20、馬路町上三日市19の2、20の1に隣接する馬路町砂取の道路及び水路を馬路町上三日市に変更する。

町	地番	付記
馬路町時塚	3 0	一部

上記の土地並びにその土地に隣接する道路及び水路を千歳町千歳山西に変更する。

町	地番	付記
馬路町時塚	8	
〃	9	一部
〃	10	〃
〃	11	〃
〃	12	〃
馬路町筋違	14の1	〃
〃	15	〃
〃	16	〃
〃	28	〃
千歳町千歳山西	11の1	〃
〃	11の2	〃
〃	12の1	
〃	12の2	
〃	13	一部
千歳町千歳小角	1の1	〃
〃	1の2	〃
〃	2の1	
〃	2の2	
〃	3	一部
〃	4	〃
〃	5	〃
〃	7	〃
〃	8	〃
〃	9	〃
〃	10	〃
〃	11	〃
〃	12	〃
〃	27	〃
〃	28	
〃	29	
〃	30	
〃	31	

町	地番	付記
千歳町千歳小角	3 2	
"	3 3	
"	3 4	一部
"	3 5	"
"	3 6	
"	3 7	
"	3 8	
"	3 9	
"	4 0	
"	4 1	
"	4 2	
"	4 3	一部
"	4 4	"

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を千歳町千歳岡本に変更する。

町	地番	付記
千歳町千歳岡本	3	一部
"	4	"
"	5	"
"	6	"
"	7	"
"	8	"
"	9	"
"	10の1	"
"	27	"
千歳町千歳小角	1の1	"
"	1の2	"
"	3	"
"	4	"
"	5	"
"	7	"

町	地番	付記
千歳町千歳小角	8	一部
〃	9	〃
〃	10	〃
〃	11	〃
〃	60	〃

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を千歳町千歳城ノ内に変更する。

町	地番	付記
千歳町千歳城ノ内	1	一部
〃	10	〃
千歳町千歳武式	15の2	〃

上記の土地並びにその土地に隣接する道路及び水路を千歳町千歳泉垣内に変更する。

町	地番	付記
千歳町千歳城ノ内	10	一部
〃	18の1	〃
〃	18の2	〃
〃	19	〃
千歳町千歳泉垣内	43の1	〃
〃	43の2	
〃	44の1	一部
〃	44の2	
〃	45	一部
〃	68	〃
〃	70の1	〃
〃	70の2	
〃	70の3	一部
〃	70の4	〃
〃	71	〃
〃	72の1	

町	地番	付記
千歳町千歳泉垣内	72の2	一部
〃	72の3	
千歳町千歳道津	44	一部

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を千歳町千歳武式に変更する。

町	地番	付記
馬路町筋違	7	一部
〃	14の1	〃
〃	15	〃
馬路町高田	35	〃
〃	36	〃
〃	37	〃
〃	38	〃
〃	39	〃

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を千歳町千歳小角に変更する。

町	地番	付記
千歳町千歳城ノ内	19	一部
〃	20	〃
〃	21	〃
〃	22	〃
〃	23	〃
〃	24の1	〃
〃	24の2	
〃	25	一部
〃	26	〃
〃	27	
〃	28の1	一部
〃	28の2	
〃	31	一部

町	地番	付記
千歳町千歳小角	1 1	〃
〃	1 2	〃
〃	1 3	〃
〃	1 4 の 1	〃
〃	1 5	〃
〃	1 6	〃
〃	1 7	〃
〃	1 8 1 9	〃 } 合併
〃	6 0	〃

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を千歳町千歳松田に変更する。

町	地番	付記
千歳町千歳城ノ内	1 9	一 部
〃	2 0	〃
〃	2 1	〃
〃	2 2	〃
〃	2 3	〃
〃	2 4 の 1	〃
〃	2 5	〃
〃	2 6	〃
〃	2 8 の 1	〃
〃	3 1	〃
千歳町千歳武式	4	〃
〃	5	
〃	6	
〃	7	
〃	8	
〃	9	
〃	1 0	一 部
〃	1 1	〃

町	地番	付記
千歳町千歳武式	20の1	一部
"	21	"
"	24	"
"	25	"
"	26	"
"	27	
"	28の1	
"	28の3	
"	29の1	
"	29の2	
"	29の3	
"	30	
"	31	
"	32	
"	35	一部
千歳町千歳松田	1の1	
"	1の2	
"	2	
"	2の1	
"	3	
"	3の1	
"	4	
"	4の1	
"	5の1	
"	6の1	
"	7の1	
"	8	
"	8の1	
"	9の1	一部
"	18	"
千歳町千歳垣内	17	"
"	17の1	"

町	地番	付記
千歳町千歳垣内	33	一部
〃	34	〃
〃	35	〃
〃	36	
〃	37の1	一部
〃	38の1	〃

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を千歳町千歳道津に変更する。

町	地番	付記
千歳町千歳道津	5の1	一部
〃	5の2	〃
〃	7	〃
〃	7の1	〃
〃	8	〃
〃	9	〃
〃	10	〃
〃	11	〃

上記の土地、その土地に隣接・介在する道路及び水路、千歳町千歳垣内12の2に隣接する千歳町千歳道津の道路を千歳町千歳垣内に変更する。

町	地番	付記
千歳町千歳稻上	21	一部
〃	23の1	〃
〃	24	〃
〃	25	
〃	26	一部
〃	27	
〃	28	
〃	28の1	
〃	29	一部

町	地番	付記
千歳町千歳片深	8	一部
〃	9の1	〃
〃	9の2	〃
〃	11	〃
〃	12	〃
〃	13	〃
〃	14	〃
〃	15	〃
〃	16	〃
〃	17	〃
〃	18	〃
〃	19の1	〃
〃	19の3	〃
千歳町千歳姫木	24	〃

上記の土地、その土地に隣接・介在する道路及び水路、千歳町千歳幾石36の2に隣接する千歳町千歳車塚の道路及び水路を千歳町千歳幾石に変更する。

町	地番	付記
千歳町千歳姫木	64	
〃	64の1	
〃	65の1	一部
〃	65の2	〃
〃	66の1	〃
〃	66の2	〃

上記の土地、その土地に隣接する道路、千歳町千歳姫木25、26に隣接する道路の一部及び水路を千歳町千歳稻上に変更する。

町	地番	付記
馬路町上三日市	10	一部
〃	11	〃
〃	11の1	〃

町	地番	付記
馬路町上三日市	12	
〃	13	一部
〃	14	〃
千歳町千歳車塚	18	〃
〃	19	〃
千歳町千歳幾石	8	〃
〃	36の2	〃
千歳町千歳姫木	17	〃
〃	19	〃
〃	69	〃
千歳町千歳池ノ原	1	〃
〃	3の1	〃
〃	5	〃
〃	6	〃
〃	7	〃
〃	8	〃
〃	10	〃
〃	11	〃
〃	12	〃
〃	13	〃
〃	14	〃
〃	15	〃
〃	16	〃
〃	18	〃
〃	19	〃
〃	20	〃
〃	21	〃

上記の土地、その土地に隣接・介在する道路及び水路、千歳町千歳幾石16、16の1に隣接する道路の一部、千歳町千歳幾石36に隣接する道路の一部、千歳町千歳姫木18、19に隣接する道路の一部を千歳町千歳片深に変更する。

町	地番	付記
千歳町千歳幾石	2	一部
〃	5の2	〃
〃	6	〃
〃	7	〃
〃	8	〃
〃	36の2	〃
千歳町千歳稻上	23の1	〃
〃	24	〃
〃	26	〃
千歳町千歳大辻	4の1	〃
〃	5の1	〃
〃	5の2	〃
〃	6	〃
〃	7	〃
〃	8	〃
〃	15の1 15の2	〃 }合併
〃	19	〃
〃	23	〃
〃	24	〃
〃	26	〃
〃	27の1	〃
〃	28の1	〃
〃	29の1	〃
〃	30の1	〃

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を千歳町千歳姫木に変更する。

町	地番	付記
馬路町上三日市	13	一部
〃	14	〃
〃	15	

町	地番	付記
馬路町上三日市	16の1	一部
〃	16の2	〃
〃	17	〃
千歳町千歳車塚	18	〃
〃	19	〃
千歳町千歳大辻	22	〃
〃	23	〃
〃	24	〃
〃	25	
〃	26	一部
〃	27の1	〃
〃	27の2	
〃	28の1	一部
〃	28の2	
〃	29の1	一部
〃	29の2	
〃	30の1	一部
〃	30の2	
〃	31	一部

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を千歳町千歳池ノ原に変更する。

町	地番	付記
千歳町千歳姫木	3	一部
〃	4の1	〃
〃	5	〃
〃	6	〃
〃	11	〃
千歳町千歳三反田	25の1	〃
〃	26の1	〃
〃	31	
〃	32の1	

町	地番	付記
千歳町千歳三反田	39の1	
〃	40の1	
〃	49の1	

上記の土地、その土地に隣接・介在する道路及び水路、千歳町千歳姫木9に隣接する道路の一部、千歳町千歳姫木13に隣接する道路の一部、千歳町千歳姫木16に隣接する道路の一部を千歳町千歳大辻に変更する。

町	地番	付記
千歳町千歳大辻	1の3	一部
〃	9	〃
〃	10	〃
〃	11	〃
〃	12	〃
〃	13	〃

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を千歳町千歳三反田に変更する。

備考 地番は、平成22年9月7日現在のものである。

## 町の区域及び名称の変更調書

町	地番	付記
千歳町千歳白髭	29	一部

上記の土地、その土地に隣接する水路並びに千歳町千歳後田6の1、11、22及び23の1に隣接する道路・水路に隣接する千歳町千歳白髭の道路を千歳町千歳後田に変更する。

町	地番	付記
千歳町千歳後田	5の1	一部
〃	6	〃
〃	6の1	〃
〃	22	〃
千歳町千歳御所垣内	8の1	〃
〃	14	〃
〃	20の1	〃
〃	21の乙	〃
〃	22	〃

上記の土地、その土地に隣接する水路・道路並びに千歳町千歳後田19の1、20及び21に隣接する道路を千歳町千歳白髭に変更する。

千歳町千歳御所垣内14、15の1、20の1に隣接する水路に隣接する千歳町千歳白髭の道路の一部を千歳町千歳御所垣内に変更する。

備考 地番は、平成22年9月7日現在のものである。

「揭示済」

## 亀岡市告示第169号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成23年9月30日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀2203-15028

## 1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地

## 2 交付した日

平成23年4月1日

## 3 無効になる日

平成23年9月30日

「揭示済」

## 公 告

## 亀岡市公告第41号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成23年9月6日

亀岡市長 栗山正隆

## 1 工事の概要等

工事番号及び工事名

上施工第1号

上水道受電計装設備等更新工事

工事場所

亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目他地内

工事種別 電気計装工事一式

工事概要

- |   |    |
|---|----|
| 1) 高圧受電設備更新工事   | 1式 |
| （南つつじヶ丘第1加圧ポンプ場）  |    |
| 2) 多重伝送装置更新工事   | 1式 |
| （千代川浄水場）  |    |
| 3) テレメータ装置更新等工事   | 1式 |
| （湯井配水池 - 千代川浄水場：2対・佐伯加圧ポンプ場 - 湯の花調整池：1対・千代川浄水場 - 佐伯加圧ポンプ場：1対・三宅浄水場 - 王子加圧ポンプ場：1対・湯の花調整池 - 湯の花ポンプ場：新設1対） |    |
| 4) 計装盤更新工事  | 1式 |
| （湯の花調整池）  |    |

工 期 契約日の翌日から平成24年3月15日まで

部 分 払 無

前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社等の保証が必要）

#### 中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む）で前金払をしている工事については、中間前金払（請負金額の20%以内）が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる。

最低制限価格 採用

## 2 入札参加資格要件

平成23年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「電気工事」の業種で登録され、経営規模等評価結果通知書の総合評価値（P点）が890点以上であること。協同組合は除く。また入札単位は単体とし、共同企業体は認めない。

平成13年度以降に、地方公共団体（水道企業団を含む）が発注した水道施設工事（電気設備）の元請け若しくは一次下請けとして、電気計装監視等システムを施工した実績を有すること。

電気計装監視等システムを施工した実績を有することとは、現在自動運転している水道施設の制御に関わる設備機器工事であり、特に電気計装回路改造工事等（テレメータ・回路増設・大型ディスプレイ入力信号変換等）においては、確実に施工する技術を備え、実績を有していること。また、施工業者は終日の連絡受付を行い必要に応じ現場対応を可能とすることから近畿圏内（京都府・滋賀県・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県）に本店、支店または営業所があること。

特記仕様書に記載されている諸条件を満たすことができること。

1級電気工事施工管理技士の資格を有する主任技術者（または監理技術者）を専任で配置できること。

## 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

一般競争入札参加資格申請書（別紙様式1）

配置予定技術者調書（別紙様式2）

入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び建設業法に基づく監理技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

## 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成23年9月6日(火) 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成23年9月6日(火) 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成23年9月8日(木) 午前9時から午後5時まで 平成23年9月9日(金) 午前9時から午後5時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成23年9月12日(月) 午後5時までに電子入札システムにより通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成23年9月8日(木) 正午まで 設計図書に関する質問 平成23年9月14日(水) 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成23年9月16日(金)	共通事項5のとおり
入札期間	平成23年9月20日(火) 午前9時から午後5時まで 平成23年9月21日(水) 午前9時から午後4時まで 再入札となった場合は 平成23年9月22日(木) 午後3時までに再入札すること。	共通事項6のとおり
開札日時	平成23年9月22日(木) 午前10時 再入札となった場合は 平成23年9月22日(木) 午後3時10分に開札する。	電子入札システムによる。

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

電子入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

## 7 その他

落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

その他については、共通事項のとおりとする。

## (問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 執行管理課  
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

## 亀岡市公告第42号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成23年9月6日

亀岡市長 栗山正隆

## 1 工事の概要等

工事番号及び工事名

上拡施第3号

平成23年度畑野町水道未普及地域解消事業遠方監視設備工事(13工区)

工事場所

亀岡市千代川町～畑野町地内

工事種別 電気設備工事

工事概要

遠方監視装置 1式

ネットワークコントローラー盤 1式

工期 契約日の翌日から平成24年3月15日まで

部分払 無

前金払 有(当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社等の保証が必要)

中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日以上(変更工期を含む)で前金払をしている工事については、中間前金払(請負金額の20%以内)が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる。

最低制限価格 採用

## 2 入札参加資格要件

平成23年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「電気工事」の業種で登録され、経営規模等評価結果通知書の総合評価値（P点）が890点以上であること。協同組合は除く。また入札単位は単体とし、共同企業体は認めない。

平成13年度以降に、地方公共団体（水道企業団を含む）が発注した水道施設工事（電気設備）の元請け若しくは一次下請けとして、SCADAソフトウェアをベースとした水道施設遠方監視システムを施工した実績を有すること。

本システムの性格上、アプリケーション・ソフトウェアの施工業者は終日の連絡受付を行い、必要に応じ現場対応を可能とすることから近畿圏内（京都府・滋賀県・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県）に本店、支店または営業所があること。

特記仕様書に記載されている諸条件を満たすことができること。

1級電気工事施工管理技士の資格を有する主任技術者（または監理技術者）を専任で配置できること。

### 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

一般競争入札参加資格申請書（別紙様式1）

配置予定技術者調書（別紙様式2）

入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び建設業法に基づく監理技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任

技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

## 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成23年9月6日(火) 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成23年9月6日(火) 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成23年9月8日(木) 午前9時から午後5時まで 平成23年9月9日(金) 午前9時から午後5時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成23年9月12日(月) 午後5時までに電子入札システムにより通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成23年9月8日(木) 正午まで 設計図書に関する質問 平成23年9月14日(水) 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成23年9月16日(金)	共通事項5のとおり
入札期間	平成23年9月20日(火) 午前9時から午後5時まで 平成23年9月21日(水) 午前9時から午後4時まで 再入札となった場合は 平成23年9月22日(木) 午後3時30分までに再入札すること。	共通事項6のとおり
開札日時	平成23年9月22日(木) 午後1時 再入札となった場合は 平成23年9月22日(木) 午後3時40分に開札する。	電子入札システムによる。

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

電子入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 執行管理課  
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第43号

南丹都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成23年9月6日

亀岡市長 栗山正隆

1 都市計画の種類

生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

区	域	付記
千代川町	高野林北ン田	一部
篠町	篠牧田	〃
篠町	篠松ケ池	〃
篠町	篠芦原	〃

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

4 縦覧期間

平成23年9月6日から

平成23年9月20日まで(2週間)

「揭示済」

亀岡市公告第44号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この業務は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成23年9月14日

亀岡市長 栗山正隆

1 業務の概要等

業務番号及び業務名

上委第8号

西山配水池更新計画に係る地質調査業務委託

業務場所 亀岡市篠町王子地内

業務種別 業務委託

業務概要 地質調査 1式  
解析調査 1式

期 間 契約日の翌日から平成24年3月15日まで

部 分 払 無

前 金 払 無

中間前金払 無

最低制限価格 採用

2 入札参加資格要件

平成23年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「地質調査業務」の業種で登録されている業者であること。また入札単位は単体とし、共同企業体は認めない。

過去10年以内に配水池・浄水池等水道施設の地質ボーリング、技術解析業務に係る実績があること。ただし、元請け・下請けを問わない。

京都府内に本社（店）、支社（店）、または営業所があること。

RCCM（上水道及び工業用水道部門）の資格を有する者を1名以上有し、本業務に専任の管理技士として配置することができること。

特記仕様書に記載されている諸条件を満たすことができること。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

申請時において、国及び地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

一般競争入札参加資格申請書（別紙様式1）

配置予定技術者調書（別紙様式2）

入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された管理技士は、契約期間中、当該業務に専任できるものとし、他業務の技術者及び営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

配置予定技術者の資格を証明する書類の写しを添付すること。

類似業務施工実績書（別紙様式3）

類似業務施工実績を証明するものとして、業務実績証明書又はそれに代わる書面（契約書等）の写しを添付すること。

## 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成23年9月14日(水) 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成23年9月14日(水) 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成23年9月16日(金) 午前9時から午後5時まで 平成23年9月20日(火) 午前9時から午後5時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成23年9月21日(水) 午後5時までに電子入札システムにより通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成23年9月16日(金) 正午まで 設計図書に関する質問 平成23年9月26日(月) 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成23年9月28日(水)	共通事項5のとおり
入札期間	平成23年9月30日(金) 午前9時から午後5時まで 平成23年10月3日(月) 午前9時から午後4時まで 再入札となった場合は 平成23年10月4日(火) 午後3時00分までに再入札すること。	共通事項6のとおり
開札日時	平成23年10月4日(火) 午前10時 再入札となった場合は 平成23年10月4日(火) 午後3時10分に開札する。	電子入札システムによる。

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

電子入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当業務の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 執行管理課  
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第45号

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業八ノ坪地区について、当該地区活性化計画の事後評価を行ったので、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱第8の1の規定により公表する。

平成23年9月14日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 公表する活性化計画事後評価地区  
八ノ坪地区
- 2 公表場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市経済部農林整備課
- 3 公表期間  
平成23年9月14日から  
平成23年9月28日まで

「揭示済」

亀岡市公告第46号

狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

平成23年9月14日

亀岡市長 栗山正隆

## 記

- |   |      |                    |
|---|------|--------------------|
| 1 | 捕獲日時 | 平成23年9月8日<br>午後8時頃 |
| 2 | 捕獲場所 | 亀岡市東本梅町東大谷地内       |
| 3 | 種類   | 雑種                 |
| 4 | 毛色   | 茶                  |
| 5 | 性別   | 雄                  |
| 6 | 体格   | 中                  |
| 7 | 犬の鑑札 | なし                 |
| 8 | 注射済票 | なし                 |
| 9 | その他  | 合成樹脂製茶色首輪          |

(注意) 公告期間満了の日の翌日(平成23年9月17日)までに引取りのないときは処分されます。

(連絡先) 京都府南丹保健所環境衛生室  
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第47号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成23年9月29日

亀岡市長 栗山正隆

## 1 工事の概要等

工事番号及び工事名

公第1号

亀岡運動公園テニスコート砂入り人工芝更新工事

工事場所 亀岡市曾我部町穴太 地内

工事種別 土木工事

工事概要

整備面積(テニスコート) A = 6,520㎡

砂入り人工芝撤去 A = 6,520㎡

砂入り人工芝設置 A = 6,520㎡

付帯工 一式

工期 平成24年3月26日

部分払 無

前金払 有(当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社等の保証が必要)

中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日以上(変更工期を含む)で前金払をしている工事については、中間前金払(請負金額の20%以内)が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる。

最低制限価格 採用

## 2 入札参加資格要件

平成23年度亀岡市土木工事入札参加資格審査において、「土木工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。

また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

手持ち工事(土木工事)が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

(手持ち工事とは、亀岡市が実施する平

成23年4月1日以降の土木工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものは手持ち工事に含まない。また承認をうけてから開札日までの間に、他の同種工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

### 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

配置予定技術者調書（別紙様式2）

入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び建設業法に基づく監理技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

### 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成23年9月29日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成23年9月29日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成23年10月3日（月） 午前9時から午後5時まで 平成23年10月4日（火） 午前9時から午後5時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成23年10月5日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成23年9月30日（金） 正午まで 設計図書に関する質問 平成23年10月6日（木） 正午まで	共通事項5のとおり

質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成23年10月7日（金）	共通事項5のとおり
入札期間	平成23年10月12日（水） 午前9時から午後5時まで 平成23年10月13日（木） 午前9時から午後4時まで 再入札となった場合は 平成23年10月14日（金） 午後3時30分までに再入札すること。	共通事項6のとおり
開札日時	平成23年10月14日（金） 午後1時30分 再入札となった場合は 平成23年10月14日（金） 午後3時40分に開札する。	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

#### 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

#### 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

#### 7 その他

落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）

亀岡市企画管理部 執行管理課 （電話 0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第48号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成23年9月30日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

工事番号及び工事名

農集第23-2号

農集川東 地区污水管布設工事（39工区）

工事場所 亀岡市千歳町千歳地内

工事種別 土木工事

工事概要

工事延長 L = 554.4m

150 管渠 L = 544.20m

1号マンホール 8箇所

レジンマンホール 8箇所

公共枿 38箇所

付帯工 1式

工期 平成24年3月31日

部分払 無

前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社等の保証が必要）

中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む）で前金払をしている工事については、中間前金払（請負金額の20%以内）が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる。

最低制限価格 採用

2 入札参加資格要件

平成23年度亀岡市土木工事入札参加資格審査において、「土木工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。

また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

手持ち工事（土木工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成23年4月1日以降の土木工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものは手持ち工事に含まない。また承認をうけてから開札日までの間に、他の同種工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

配置予定技術者調書（別紙様式2）

入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び建設業法に基づく監理技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を

記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

#### 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成23年9月30日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成23年9月30日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成23年10月5日（水） 午前9時から午後5時まで 平成23年10月6日（木） 午前9時から午後5時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成23年10月7日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成23年10月3日（月） 正午まで 設計図書に関する質問 平成23年10月11日（火） 正午まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成23年10月13日（木）	共通事項5のとおり
入札期間	平成23年10月17日（月） 午前9時から午後5時まで 平成23年10月18日（火） 午前9時から午後4時まで 再入札となった場合は 平成23年10月19日（水） 午後3時00分までに再入札すること。	共通事項6のとおり
開札日時	平成23年10月19日（水） 午前10時00分 再入札となった場合は 平成23年10月19日（水） 午後3時10分に開札する。	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

## 7 その他

落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 執行管理課  
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

## 任免及び辞令

松本博司  
片山ひろ子  
平井知世  
武田真美  
森本克子  
二羽照美  
林安廣  
石倉敬子  
坂本智明

(各 通)

亀岡市総合福祉センター運営委員会委員に委嘱  
します

任期は平成25年8月31日までとします

田邊徳明

亀岡市介護認定審査会委員に委嘱します

任期は平成25年3月31日までとします

平成23年9月1日

## 教育委員会欄

### 規則

亀岡市立図書館運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月30日

亀岡市教育委員会  
委員長 中桐安子

亀岡市教育委員会規則第2号

亀岡市立図書館運営規則の一部を  
改正する規則

亀岡市立図書館運営規則（昭和42年亀岡市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号及び第2号中「1月4日」を「1月3日」に、「なお12月については28日とし、その日がアに当たるときは前日とする」を「なお、12月においては、第4金曜日（祝日法による休日に当たるときはその前日）とする」に改める。

別記第2号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

## 選挙管理委員会欄

### 告示

亀岡市選挙管理委員会告示第74号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成23年9月2日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 西田 勝

1,497人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第75号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成23年9月2日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 西田 勝

24,935人

「揭示済」

---

亀岡市選挙管理委員会告示第76号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に  
付する請求に要する有権者総数の6分の1の数  
は、次のとおりである。

平成23年9月2日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 西田 勝

12,468人

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第13号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示

平成23年9月21日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成23年9月21日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名		住所
269	つつじ住設	代表	芝 尚人	亀岡市西つつじヶ丘美山台1丁目3-41

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第14号

亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示

平成23年9月21日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成23年9月21日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
256	つつじ住設	代表 芝 尚人	亀岡市西つつじヶ丘美山台1丁目3番地41

「揭示済」